

起 案

保存期間	5年	閲覧区分	室／課内	
收受日	平成20年 5月30日	分類名	森林林業-森林整備-林地開発	
起案日	平成20年 5月30日		熱海市伊豆山地内にかかる林地開発行為について	
決裁日	平成 年 月 日	文書番号	東農治第87号	
施行日	平成 年 月 日	起案者	東部農林事務所治山課	
処理期限	平成 年 月 日		治山課林地保全係	
発信元文書番号				
公印	要		(電話：055-920-2173)	
発信者	東部農林事務所長			
受信者	静岡県森林審議会会長(案-1)、熱海市長(案-2)			
件名	林地開発許可申請書			
決裁				
合議				
公印承認				
起案理由：別紙のとおり				

起案理由

下記のとおり林地開発許可申請書が提出されたため内容を審査したところ、「静岡県林地開発審査基準」に適合していると認められる為、許可に先立ち「森林法第10条の2第6項」及び「静岡県林地開発許可事務取扱要領」に基づき、案-1により静岡県森林審議会あて諮問し、案-2により熱海市長に対し意見を聴取する。

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1 申請者 | [REDACTED] |
| 2 開発行為に係る
森林の所在場所 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] ほか1筆 |
| 3 開発行為に係る
森林の面積 | 1. 9384ha |
| 4 開発の目的 | 住宅団地の造成 |
| 5 処 理 案 | 案-1：静岡県森林審議会への諮問文（案）
案-2：熱海市長への意見照会文（案） |



東農治第87号
平成20年5月 日

静岡県森林審議会長

様

静岡県知事
石川嘉延

林地開発許可について（諮問）

下記のとおり [redacted] から申請があった宅地の造成について、森林法第10条の2第6項に基づき林地開発行為の許可にあたり意見を求めます。

記

1 概要

整理番号	2-2
施行地	熱海市伊豆山字嶽ヶ [redacted] 外1筆
開発行為の目的	住宅団地の造成
許可面積	1.9384ha

2 その他

別添、「林地開発許可調書」のとおり

担当 東部農林事務所治山課
電話 055-920-2173

林地開発調査

整理番号	2-2				
申請者	[REDACTED]				
開発行為の目的	住宅団地の造成				
開発行為に係る事業又は施設の名称	-				
所在場所	熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] 外1筆				
森林計画区名	伊豆森林計画区				
開発面積	事業区域面積	2.1066 ha			
	事業区域内の森林面積	2.0702 ha			
	形質変更の森林面積	1.9384 ha			
用途別内訳面積	開発後の用途	面積			百分率
		5条森林	5条森林以外	計	
	残置森林	0.1318	-	0.1318 ha	6.26 %
	造成緑地	0.4477	-	0.4477	21.25
	公園・緑地	0.3590	-	0.3590	17.04
	宅地・道路	1.0741	-	1.0741	50.99
	防災施設	0.0576	0.0364	0.0940	4.46
	計	2.0702	0.0364	2.1066	100.00
工事計画期間	着工 許可の日から 完成 20年 10月 23日 まで				
所要経費	用地費	[REDACTED]			
	工事費	[REDACTED]			
	本工事費	[REDACTED]			
	防災工事費	[REDACTED]			
	その他	[REDACTED]			
	計	[REDACTED]			
森林の現況	地質	土質	傾斜	標高	
		風化安山岩	礫混り粘性土	22.5° / 1~45°	460m/430~490m
	樹種	林齢	生育状況	降水量	
		クヌギ、コナラほか	30~45年	中	1,890mm
生息動物 風致その他	特記すべき種はない。				
周辺地域の 施設の状況	計画地西側に隣接して新規宅地分譲地がある。その他は森林と接している。300m下流に既存住宅地及び公営住宅がある。				
水源かん養機能に直接 依存する水需要の状況	計画地に水源を依存する区域はない。				
開発行為が周辺地域の 環境へ及ぼす影響	周囲に残置森林、造成緑地を配置しており、大きな影響はない。				
特定林分指定状況等	-				
他の法令等との関連	都市計画法、宅地造成規制法、風致地区条例、熱海市まちづくり条例 (許可済み)				

<p>林地開発に対する関係者の意見</p>	<p>熱海市長の意見聴取中 利害関係者：熱海市まちづくり条例に基づき地元2町内会を対象に説明会を開催し、基本的同意を得ている。森林区域に係る当該D工区の計画についても町内会へ説明している。</p>
<p>土地所有者等の同意状況</p>	<p>土地所有者及び権利者の同意済</p>
<p>その他</p>	<p>1 下流河川の流下能力 30年確率雨量で流下できるため、下流河川の改修、調整池の設置は必要ない。 2 防災施設 仮設沈砂池を設置する。 3 緑化 計画地周辺に残置森林、造成緑地を配置する計画である。</p>
<p>調査者職氏名</p>	<p>静岡県職員 [REDACTED]</p>
<p>調査年月日</p>	<p>平成20年5月 日</p>

審査項目(住宅団地の造成)

区 分	基 準 値	計 画 値	結 果	備 考		
災 害 の 防 止	切 土	法 面 勾 配	土質・高さに応じた勾配(軟岩:60度)	礫混り粘性土 33°	適	
		切 土 量		28,900m ³		
		最 大 高 さ	原則として15m以下	33m		
		小 段 幅	10mを超える場合は、5~10m毎に幅1~2mの小段を	1.5m		
		小段間の高さ	設置	5.0m		
		崩壊防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	U-180, U-240 設置		
		擁 壁 の 設 置	区域外に面する法面や、人家・学校等に近接する法面は擁壁を設置	なし		
	盛 土	法 面 勾 配	30° (1:1.8)以下	30° (1:1.8)	適	(高盛土部)15m以下になるようアースダムを設置
		盛 土 量		27,800 m ³		
		最 大 高 さ	原則15m以下 15m以上となる場合は所定の安全率(常時1.5、地震時1.2)を確保すると共に、盛土高15m毎に独立したアース堰堤となるように設置	11m		
		小 段 の 設 置	5m毎に1~2mの小段設置	5m 毎に 1.5m		
		崩落防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	U-600 設置		
	擁 壁	L 型	安定計算上安定すること	—	適	
		逆 T 型	常時 1.5 以上	—		
		重 力 式	地震時 1.2 以上 (H=8.0m 以上・重要度の高い擁壁)	—		
		ブ ロ ッ ク 積	土木部ブロック積(石積) 擁壁構造基準による	H=5.0m		
	砂 防 施 設			—	適	
	仮 設 沈 砂 池	1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの 必要容量 148.3m ³	432m ³			
	沈 砂 池		—			
河 川 改 修	下流河川に1/1の流出能力がない場合	不要				
残 土 処 理 方 法	搬出先を明記し許認可(写)を添付すること	敷地内処分				
水 害 の 防 止	調 整 池	調整池の基数			適	本開発区域の流末は鳴沢川に接続する。鳴沢川は改修済みであり所定の断面を有している。
		堤 体 の 構 造	原則コンクリート(掘込式可) コンクリートの場合の安全率 常時 1.5 以上 地震時 1.2 以上	—		
		堤 体 の 高 さ	原則として15m未満(築造式)			
		堤 頂 厚	掘込式4m以上	—		
		上 流 法 勾 配	掘込式の場合1:2.0以上	—		
		下 流 法 勾 配	コンクリートの場合安定計算による	—		
		調 整 容 量	必要容量 m ³	—		
		許 容 放 流 量	Rc=15mm/hを下回らないこと	—		
		オ リ フ ィ ス	m ² 以下	—		
		放 流 管	流水断面積は管路断面積の3/4以下 mm以上	—		
余 水 吐 の 構 造	100年確率降雨流量の1.5倍以上 m ³	—				
水 資 源 の 確 保	*水量の確保	著しい支障が無いこと 必要がある時は、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること	計画地に水源を依存する区域はない	適		
	*濁水の流入による水質悪化が無いこと	土砂の流出による水質の悪化を防止すること				

環境 の 保 全	森 林 率	<p>森林率（緑地を含む）は20%以上。</p> <p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p> <p>切土・盛土法面は、適切に緑化</p> <p>残置・造成森林・緑地は、適正に維持管理</p>	27.99%	適	
	周 囲 林 帯		周辺部に残置森林及び緑地を配置		
	残 置 森 林 面 積		1317.94 m ²		
	造 成 森 林 面 積		—		
	造 成 緑 地 面 積		4476.73 m ²		
	緑 化 計 画		緑地については周辺の樹種にあった樹木の種子を混合し吹付を行う		
そ の 他	残置する森林等の管理に関する誓約書を提出している				

別紙 1

20年 5月13日

森林計画室林地保全スタッフ 御中

市

報告者 東部農林事務所 治山課

	諮問区分	申請区分	申請者	開発目的	面積 上段：全体 中段：森林 下段：開発	変更理由
1	包括諮問	許可申請		工場、事業場の設置	3.0572ha 3.0572ha 2.6317ha	
2	包括諮問	許可申請		住宅団地の造成	2.1066ha 2.0702ha 2.0702ha	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注) 諮問区分：個別諮問、包括諮問を記載する。

申請区分：許可申請、変更許可申請を記載する。

面積：許可申請の場合は、森林の形質変更面積を記載する。変更許可申請は、変更前の面積と変更後の面積を記載する。

変更理由：変更許可の場合に、該当する番号を記載する。

- ① 開発行為に係る森林の土地の面積を 1ha を超えて増加するとき
- ② 開発行為の目的を変更するとき
- ③ 防災計画を変更するとき



-2

東農治第87号
平成20年5月 日

熱海市長 様



静岡県東部農林事務所長



林地開発許可に係る意見について（照会）

このことについて、森林法第10条の2第1項の規定に基づき熱海市伊豆山字嶽
ヶ 外地内における より林
地開発許可申請があつたので、同条第6項の規定により貴職の御意見を承りたく照
会します。

担当 東部農林事務所 治山課

電話 055-920-2173

林地開発許可制度の体系図

